

操舵制御システムの独立及び故障に対する措置に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 D 編

改正事項

操舵制御システムの独立及び故障に対する措置に関する事項

改正理由

航行中の船舶において、電気システムの故障により操舵ができず、事故やニアミスが発生した事例が報告されていることから、IACS は操舵装置の安全性強化の検討を行っていた。この程、IACS は SOLAS に規定されている主操舵装置の操舵制御システムの設計要件の解釈として、安全性確保の観点から当該制御システムの独立、故障監視及び故障時の対応についての取扱いを明確にした統一解釈 SC94 (Rev.1) を採択した。

今般、IACS 統一解釈 SC94 (Rev.1) に基づき関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 2 以上の同等の能力を有する動力装置を持つ主操舵装置の操舵制御システムに関する要件を改めた。
- (2) 主操舵装置の操舵制御システムの故障検知機能に関する要件を改めた。